

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 令和八年東京都告示第四百五十三号（都税に係る徴収金の収納委託）の一部改正……………（主税局徴収部徴収指導課）……………一
- 東京ウイメンズプラザの使用料の徴収委託……………（生活文化局東京ウイメンズプラザ）……………一
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案等……………（環境局総務部環境政策課）……………一
- 都道の区域変更（二件）……………（建設局道路管理部路政課）……………七
- 令和七年東京都告示第四百七十八号（放置違反金の収納委託）の一部改正……………（警視庁）……………一〇
- 告示（教）……………一〇
- 指定納付受託者の指定……………一〇
- 公告……………一〇
- 東京都功労者表彰……………（政策企画局総務部秘書課）……………一〇
- 東京都名誉都民に選定した者の事績……………（生活文化局文化振興部企画調整課）……………一四
- 再開発等促進区を定める地区計画の原案（四件）……………（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課）……………一六
- 土地収用法施行令に基づく公示による通知……………（東京都収用委員会）……………一〇

告示

●東京都告示第九百九十八号

令和八年東京都告示第四百五十三号（都税に係る徴収金の収納委託）の一部を次のように改正する。

令和八年十月一日

東京都知事 小 池 百合子

表 株式会社みずほ銀行
千代田区大手町一丁目五番五号 の項を削る。

●東京都告示第九百九十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三條の二第一項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和八年十月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定公金事務取扱者の名称及び所在地
- (一) 名称 ヒューマンアカデミー株式会社
- (二) 所在地 新宿区西新宿七丁目五番二十五号 西新宿プライムスクエアビル一階
- 二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入の内容

東京ウイメンズプラザ条例（平成七年東京都条例第二十号）第五条に規定する使用料の徴収

三 指定日

令和八年十月一日

四 委託日

令和八年十月一日

●東京都告示第千号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。）第四十八條の規定に基づき、（仮称）中野四丁目西地区市街地再開発事業について、環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）及びその概要の提出があり、条例第四十九條第一項の規定に基づき、事業段階関係地域を定めたので、条例第五十二條の規定により、次のとおり告示する。

令和八年十月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 事業段階関係地域の範囲
- 中野区 中野二丁目、中野三丁目、中野四丁目、中野五丁目、中央四丁目、中央五丁目、上高田二丁目、新井一丁目、新井二丁目、新井三丁目、新井四丁目、新井五丁目、野方一丁目及び野方二丁目の区域
- 杉並区 高円寺北一丁目及び高円寺南五丁目の区域
- 二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 中野四丁目西地区市街地再開発準備組合
- 理事長 田中 孝
- 中野区中野四丁目七番三号
- 三 対象事業の名称及び種類
- （仮称）中野四丁目西地区市街地再開発事業
- 高層建築物の新築
- 四 対象事業の内容の概略
- 対象事業は、中野区中野四丁目六番及び七番に位置する約一・三ヘクタールの事業区域において、店舗、事務

<p>所、住宅、子育て支援施設、駐車場等を新築し、複合的な市街地を形成するものである。</p> <p>五 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要</p> <p>事業者は、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、風環境、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスについて評価を行い、その結論は別記のとおりである。</p> <p>六 評価書案の縦覧</p> <p>(一) 期間</p> <p>令和八年十月一日から同月三十日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。</p> <p>(二) 時間</p> <p>午前九時三十分から午後四時三十分まで</p> <p>(三) 場所</p> <p>ア 中野区政資料センター</p> <p>中野区中野四丁目十一番十九号 中野区役所一階</p> <p>イ 杉並区環境部環境課</p> <p>杉並区阿佐谷南一丁目十五番一号</p> <p>ウ 東京都環境局総務部環境政策課</p> <p>新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階</p> <p>エ 東京都多摩環境事務所管理課</p> <p>立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階</p> <p>七 都民の意見書の提出</p> <p>(一) 提出方法</p> <p>持参、郵送又は電子申請サービス</p>	<p>(二) 記載事項</p> <p>ア 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地）</p> <p>イ 対象事業の名称</p> <p>ウ 環境の保全の見地からの意見</p> <p>(三) 期限</p> <p>令和八年十一月十六日</p> <p>(四) 提出先</p> <p>ア 持参又は郵送</p> <p>東京都環境局総務部環境政策課</p> <p>郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号</p> <p>イ 電子申請サービス</p> <p>入力先は、東京都環境局ホームページに掲載するホームページアドレス</p> <p>https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessment/reading-guide/</p>	
--	---	--

別記（原文のまま記載）

環境に及ぼす影響の評価の結論

本事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業計画の内容と事業区域及び周辺の状況を考慮した上で環境影響評価師の項目を選定し、現況調査並びに予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1(1)～(9)に示すとおりである。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	内容
① 工事の施行中	
＜建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度＞	二酸化窒素について、予測した二酸化窒素の将来濃度（年平均値）を日平均値（年間98％値）に変換した値は0.052ppmであり、評価の指標とした環境基準値（0.04 から0.06ppm）のゾーン内またはそれ以下）を満足する。建設機械の稼働に伴う寄与率は67.7％である。 また、浮遊粒子状物質について、浮遊粒子状物質の将来濃度（年平均値）を日平均値（2％除外値）に変換した値は0.038mg/m ³ であり、評価の指標とした環境基準値（0.10mg/m ³ ）を満足する。建設機械の稼働に伴う寄与率は18.8％である。 工事の実施にあたっては、建設機械による寄与率を極力少なくするため、事前に作業計画を十分検討し、建設機械の集中稼働を避けた効率的な作業に努め、最新の排ガス対策型の建設機械の使用に努めるとともに、建設機械の不必要なアイドリングの防止や良質な燃料の使用などにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響の低減に努める。 以上のことから、評価の指標を満足するものと考える。
＜工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度＞	予測した二酸化窒素の将来濃度（年平均値）を日平均値（年間98％値）に変換した値は0.029～0.031ppmであり、評価の指標とした環境基準値（0.04 から0.06ppm）のゾーン内またはそれ以下）を満足する。工事用車両の走行による寄与率は0.4％以下である。 また、予測した浮遊粒子状物質の将来濃度（年平均値）を日平均値（2％除外値）に変換した値は0.030mg/m ³ であり、評価の指標とした環境基準値（0.10mg/m ³ ）を満足する。工事用車両の走行による寄与率は0.1％未満である。 以上のことから、評価の指標を満足するものと考える。
大気汚染	② 工事の完了後 ＜関連車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度＞ 予測した二酸化窒素の将来濃度（年平均値）を日平均値（年間98％値）に変換した値は0.030～0.031ppmであり、評価の指標とした環境基準値（0.04 から0.06ppm）のゾーン内またはそれ以下）を満足する。関連車両の走行による寄与率は0.1％未満である。 また、予測した浮遊粒子状物質の将来濃度（年平均値）を日平均値（2％除外値）に変換した値は0.030mg/m ³ であり、評価の指標とした環境基準値（0.10mg/m ³ ）を満足する。関連車両の走行による寄与率は0.1％未満である。 以上のことから、評価の指標を満足するものと考える。

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	内容
大気汚染 (つづき)	＜地下駐車場の供用に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度＞ 予測した二酸化窒素の将来濃度（年平均値）を日平均値（年間98％値）に変換した値は0.027ppmであり、評価の指標とした環境基準値（0.04 から0.06ppm）のゾーン内またはそれ以下）を満足する。地下駐車場の供用に伴う寄与率は0.2％である。 また、予測した浮遊粒子状物質の将来濃度（年平均値）を日平均値（2％除外値）に変換した値は0.031mg/m ³ であり、評価の指標とした環境基準値（0.10mg/m ³ ）を満足する。地下駐車場の供用に伴う寄与率は0.1％未満である。 以上のことから、評価の指標を満足するものと考える。
騒音・振動	① 工事の施行中 ＜建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音＞ 解体工事中における建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音レベル（L ₉₀ ）は、事業区域北側の敷地境界付近において、最大70dBであり、新築工事中における騒音レベル（L ₉₀ ）は、事業区域西側の敷地境界付近において最大75dBであり、「指定建設作業に適用する制音基準」を下回る。 なお、工事の実施にあたっては、建設機械の集中稼働を行わないよう、建設機械の効率的稼働に努める。また、騒音の発生を極力少なくするよう、最新の低騒音型建設機械の採用及び低騒音な施工方法の採用に努める。 以上のことから、評価の指標を満足するものと考える。 ＜建設機械の稼働に伴う建設作業の振動＞ 解体工事中における建設機械の稼働に伴う建設作業の振動レベル（L ₁₀ ）は、事業区域東側敷地境界付近において、最大61dBであり、新築工事中における振動レベル（L ₁₀ ）は、事業区域東側敷地境界付近において、最大62dBであり、「指定建設作業に適用する制音基準」を下回る。 なお、工事の実施にあたっては、建設機械の集中稼働を行わないよう、建設機械の効率的稼働に努める。また、振動の発生を極力少なくするよう、最新の低振動な施工方法の採用に努める。 以上のことから、評価の指標を満足するものと考える。 ＜工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音＞ 工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル（L _{Aeq} ）は58～68dBであり、No.9を除き環境基準値を下回る。なお、環境基準値を上回ったNo.9については、現況においても環境基準値を上回っており、工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は1dB未満である。No.9については評価の指標を3dB上回ることから、通勤車両の走行にあたっては、低速走行に努め、急発進などは行わないなど環境に配慮する。また、工事用車両が集中しないように、計画的かつ効率的な運行計画の立案を工事業者へ指導・徹底し、可能な限り騒音の低減に努める。 以上のことから、工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音への影響は小さいと考えられる。

表 1 (3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	内容
	<p>＜工事用車両の走行に伴う道路交通の振動＞</p> <p>工事用車両の走行に伴う道路交通の振動レベル (L_{100}) は、昼間 43～57dB、夜間 36～54dB であり、「環境確保条例」に基づく「日常生活等に適用する振動の規制基準」を下回る。</p> <p>なお、工事用車両の走行に伴う道路交通の振動レベルの増加分は 1dB 以下と予測するが、工事用車両が集中しないように、計画的かつ効率的な運行計画の立案を事業者へ指導・徹底し、可能な限り振動の低減に努める。</p> <p>以上のことから、評価の指標を満足するものと考ええる。</p> <p>② 工事の完了後</p> <p>＜関連車両の走行に伴う道路交通の騒音＞</p> <p>関連車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル (L_{Aeq}) は、昼間 61～68dB、夜間 57～68dB であり、No.1、No.3、No.4 及び No.8 の夜間を除き環境基準値を下回る。</p> <p>なお、環境基準値を上回った No.1、No.3、No.4 及び No.8 の夜間については、現状においても環境基準値を上回っており、関連車両の走行に伴う道路交通の騒音レベルの増加分は 1dB 以下である。</p> <p>本事業の実施により事業区域周辺の環境に影響を及ぼすことを十分認識し、居住者に対し、無用な空ぶかし、急加速等の高負荷運転はしない等、より騒音を低減させるための協力を促していくことにより、可能な限り騒音の低減に努める。</p> <p>以上のことから、本事業の実施による関連車両の走行に伴う道路交通の騒音の影響は、小さいと考ええる。</p> <p>＜関連車両の走行に伴う道路交通の振動＞</p> <p>関連車両の走行に伴う道路交通の振動レベル (L_{100}) は、昼間 44～57dB、夜間 43～54dB であり、規制基準値を下回る。</p> <p>なお、関連車両の走行に伴う道路交通の振動レベルの増加分は 1dB 未満である。</p> <p>以上のことから、評価の指標を満足するものと考ええる。</p>
土壌汚染	<p>① 工事の施行中</p> <p>＜汚染土壌の掘削・移動等に伴う土壌への影響の内容及び程度＞</p> <p>事業区域は、土地利用履歴等から、有害物質が取り扱われた可能性が考えられる。そのため、事業の実施にあたっては、「土壌汚染対策法」第 4 条及び「環境確保条例」第 117 条に基づく手続きを行い、汚染土壌が確認された場合には、「土壌汚染対策法」及び「環境確保条例」に基づき適切な拡散防止策を実施するため、汚染土壌が事業区域周辺に拡散することはないと考えられる。</p> <p>以上のことから、汚染土壌の掘削・移動等に伴う土壌への影響はないものと考えられ、評価の指標を満足するものと考ええる。</p>
地盤	<p>① 工事の施行中</p> <p>＜掘削工事に伴う地盤の変形の範囲及び程度＞</p> <p>本事業では、G.L.約-12m まで掘削する計画であり、山留壁の変形による地盤の変形が生じる可能性が考えられる。そのため、本事業では地下構造物の掘削範囲において、山留壁として遮水性及び剛性の高い SMW を十分な深度まで施工する計画である。また、事業区域周辺の地盤変形を防止するため、山留工保工として地盤アンカー工法及びアラインド工法を併用し、地盤アンカー及び切梁を 3 段設置する計画である。</p>

表 1 (4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	内容
地盤（つづき）	<p>なお、工事の施行中は、敷地境界付近に観測井戸を設置し、地盤及び地下水の水位の観測を掘削工事着手前から継続的に実施し、地盤及び地下水の水位の状況について、十分な監視を行う。</p> <p>以上のことから、掘削工事に伴う地盤の変形の範囲及び程度は小さいものと考えられ、評価の指標を満足するものと考ええる。</p> <p>＜掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度＞</p> <p>事業区域での令和 6～7 年の地下水位観測結果によると、事業区域の地下水位は T.P.+28.178～+29.721m（令和 6～7 年調査の第 1 帯水層の値）である。掘削区域内では地下水湧出あるいは掘削工事中の地下水の揚水・排水に伴う水位低下により、地盤沈下を生じる可能性が考えられる。</p> <p>掘削工事においては、掘削底面等からの出水が生じる可能性があるため、これを防止し、掘削工事を安全かつ円滑に実施するため、ブライアール工法により、掘削底面以浅の第 1 帯水層（不圧帯水層）の地下水を揚水する。揚水量は、掘削底面での安全な作業が確保できる必要最小限量とする。</p> <p>また、本事業では山留壁を G.L.約-24m 付近まで根入れする計画であるため、地下水が一部遮断される可能性があり、地下水の水位及び流況の変化が生じる可能性が考えられる。</p> <p>一般に、帯水層中に地下構造物等を設置すると、地下水の流れは一部遮断される。しかし、事業区域周辺の地質断面図によれば、帯水層は事業区域を含む広範囲に分布しており、地下水の流れを阻害する山留壁の設置範囲は、帯水層の分布範囲に比べて限定的である。このため、地下水は山留壁の周囲を迂回して流れられると考えられる。</p> <p>なお、工事の施行中は、敷地境界付近に観測井戸を設置し、地盤及び地下水の水位の観測を掘削工事着手前から継続的に実施し、地盤及び地下水の水位の状況について、十分な監視を行う。</p> <p>以上のことから、掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度は小さいものと考えられ、評価の指標を満足するものと考ええる。</p> <p>② 工事の完了後</p> <p>＜地下構造物等の存在に伴う地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度＞</p> <p>本事業では、地下構造物の設置及び山留壁の構築により、第 1 帯水層（不圧帯水層）に相当する武蔵野礫層（Mg 層）の一部に改変を加えることになり、地下水の水位の低下及び流況の変化による地盤沈下が生じる可能性が考えられる。</p> <p>一般に、帯水層中に地下構造物等を設置すると、地下水の流れは一部遮断される。しかし、事業区域周辺の地質断面図によれば、帯水層は事業区域を含む広範囲に分布しており、地下水の流れを阻害する山留壁の設置範囲は、帯水層の分布範囲に比べて限定的である。このため、地下水は地下構造物及び山留壁の周囲を迂回して流れると考えられる。</p> <p>なお、工事の完了後は、敷地境界付近に観測井戸を設置し、地盤の状況が安定するまで、地下水の水位の状況について、十分な監視を行う。</p> <p>以上のことから、地下構造物等の存在に伴う地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度は小さいものと考えられ、評価の指標を満足するものと考ええる。</p>

表 1 (5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項 目	内 容
	<p>① 工事の施行中</p> <p>＜掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度＞</p> <p>事業区域での令和 6～7 年の地下水位観測結果によると、事業区域の地下水位は T.P.+28.178～+29.721m（令和 6～7 年調査の第 1 帯水層の値）である。掘削区域内では地下水湧出あるいは掘削工事中の地下水の揚水・排水により、水位低下及び流況の変化が生じる可能性が考えられる。</p> <p>掘削工事においては、掘削底面等からの出水が生じる可能性があるため、これを防止し、掘削工事を安全かつ円滑に実施するため、テーパーウエル工法により掘削底面以浅の第 1 帯水層（不圧帯水層）の地下水を揚水する。揚水量は、掘削底面での安全な作業が確保できる必要最小限量とする。</p> <p>また、本事業では山留壁として遮水性及び剛性の高い SNW を G.L.約-24m 付近まで根入れする計画であるため、地下水が一部遮断される可能性があり、地下水の水位及び流況の変化が生じる可能性が考えられる。しかし、掘削工事に伴い設置する山留壁の設置範囲は、帯水層の分布範囲に比べて限定的である。このため、地下水は山留壁の周囲を迂回して流れられると考えられる。</p> <p>なお、工事の施行中は、敷地境界付近に観測井戸を設置し、地下水の水位の観測を掘削工事着手前から継続的に実施し、地下水の水位の状況について、十分な監視を行う。</p> <p>以上のことから、掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度は小さいものと考えられ、評価の指標を満足するものと考ええる。</p> <p>② 工事の完了後</p> <p>＜地下構造物等の存在に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度＞</p> <p>本事業では、地下構造物の設置及び山留壁の構築により、第 1 帯水層（不圧帯水層）に相当する武蔵野礫層（Mlg 層）の一部に改変を加えることになり、地下水の水位の低下及び流況の変化が生じる可能性が考えられる。しかし、地下構造物及び山留壁の設置範囲は、帯水層の分布範囲に比べて限定的である。このため、地下水は地下構造物及び山留壁の周囲を迂回して流れられると考えられる。</p> <p>なお、工事完了後、一定の期間、地下水の水位の観測を行い、地下水の水位の低下が生じた場合には、影響の程度、原因等の調査を行うとともに、必要な保全対策を施す。</p> <p>以上のことから、地下構造物等の存在に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度は小さいものと考えられ、評価の指標を満足するものと考ええる。</p> <p>＜土地の改変に伴う地表面流出量の変化の程度＞</p> <p>本事業における雨水の地下への浸透が期待できる範囲としては、地下躯体の建設や地下掘削を行わない範囲であり、本事業ではこの範囲を対象として雨水浸透施設の整備を検討する。現状は事業区域内のほぼ全面が舗装されており、雨水はほぼすべて流出することが、本事業では、可能な範囲で透水性舗装、浸透枳等の雨水浸透施設を設けることから、地下水への涵養は改善すると予測する。</p> <p>また、「中野区雨水流出抑制施設設置指導要綱」に基づき算定した、本事業で必要となる雨水流出抑制対策量は約 568m³である。本事業で新たに約 570m³の雨水貯留槽を設置することにより、必要な雨水流出抑制対策量約 568m³以上を確保する計画である。</p> <p>これらにより、雨水貯留槽や雨水浸透施設を適切に配置することで雨水の流出抑制と雨水浸透の促進を図り、地下水涵養と健全な植栽基盤の創出を図る。</p> <p>以上のことから、土地の改変に伴う地表面流出量の変化の程度は最小限に抑えられるものと考えられ、評価の指標を満足するものと考ええる。</p>

表 1 (6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項 目	内 容
日 影	<p>① 工事の完了後</p> <p>＜冬至日における日影の範囲、日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度＞</p> <p>計画建築物による日影は、事業区域北西側から北東側の範囲内に生じるが、法令で定められている日影規制の範囲内になっている。</p> <p>以上のことから、評価の指標を満足するものと考ええる。</p> <p>＜日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度＞</p> <p>事業区域周辺における日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等のうち、冬至日において中野区役所の一部に 2.5 時間の日影が生じるが、東側の障がい者施設への影響は認められないため、計画建築物による影響は小さいと予測する。</p> <p>なお、計画建築物の配置に当たっては、可能な限り敷地境界からの離隔距離を確保し、計画地の南側に配置するなどの措置を講じることにより、事業区域周辺への日影の影響の低減に努める。</p> <p>以上のことから、評価の指標を満足するものと考ええる。</p> <p>① 工事の完了後</p> <p>＜計画建築物の設置によるテレビ電波の遮へい障害及び反射障害＞</p> <p>地上デジタル放送の遮へい障害地域については、広域局については、事業区域の西方向に事業区域から最大距離約 25m、幅約 84m となり、県域局は西方向へ約 300m、幅約 93m の範囲と予測する。本事業により新たな障害が発生した場合には、高性能アンテナへの交換や増幅器の設置、ケーブルテレビの活用などの対策を講じることから、テレビ受信状況への影響はないと予測する。</p> <p>反射障害については地上デジタル放送の伝送方式が持つ特性等から、地域的な反射障害としては、ほとんど生じないものと予測する。</p> <p>衛星放送の遮へい障害地域は、BS・CS110°については事業区域の北東方向に最大距離約 210m、幅約 79m の範囲、JCSAT-4B については事業区域の北北東方向に最大距離約 140m、幅約 69m の範囲、JCSAT-3A については事業区域の北北東方向に最大距離約 130m、幅約 64m の範囲と予測する。</p> <p>本事業により新たな障害が発生した場合、アンテナの移設等の対策を講ずることから、テレビ受信状況への影響はないと予測する。</p> <p>以上のことから、評価の指標を満足するものと考ええる。</p>
風環境	<p>① 工事の完了後</p> <p>＜平均風向、平均風速及び最大風速等の突風の状況並びにそれらの変化する地域の範囲及び変化の程度＞</p> <p>計画建築物の存在により新たに領域 D（超高層建築物の足元でみられる風環境）となる地点が計画地内で 1 地点生じると予測されるが、植栽等による防風対策を講じることにより、新たに領域 D となった地点は領域 B（低中層市街地相当の風環境）となり、風環境は改善されると予測される。</p> <p>以上のことから、計画建築物の存在により、計画地周辺地域の風環境に変化はあるものの、防風植栽や防風パネルの設置等、防風対策を実施することで、評価の指標とした「風工学研究所の提案による風環境評価基準に基づき、風環境に著しい影響を与えないこと」は満足すると評価する。</p>

表 1 (7) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	内容
景観	<p>① 工事の完了後</p> <p>＜主要な景観の構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度＞</p> <p>事業区域周辺は、中高層建築物、道路、公園等を主な景観構成要素とし、住商が混在した景観及び建築物と緑地が調和した景観を形成している。</p> <p>「中野区都市計画マスタープラン」において、中野駅周辺の景観整備として、中野駅周辺地区は、中野の玄関口であるとともに、様々な都市機能、都市活動が集積する広域中心拠点であり、中野の顔となり、また東京の新たな顔となるにぎわい・活気・うるおいに満ちた景観形成をすすめることをめざしている。</p> <p>さらに、自然景観の保全・育成として、街路樹などによりみどりが連続し風の通り道となる幹線道路を、みどりと防災の環境軸とし、このうち山手通りと中野通りがみどりと防災の主要環境軸とされ、街路緑化や楽しく歩けるみちづくりを努めるとともに、沿道の敷地の緑化や公園など一体的なみどりの充実を図り、みどり豊かで調和のとれた街並み景観整備をすすめるとしている。</p> <p>事業区域周辺には既に中高層建築物が複数存在しており、本事業で実施する約180mの高層建築物の建設及び歩行者空間や広場・緑地等の整備は、主要な景観の構成要素を大きく変化させるものではなく、「中野区都市計画マスタープラン」に沿った、まちの活力増進を担う都市型複合機能を誘導するとともに、にぎわい創出と利便性向上に資する機能的な連絡動線やオープンスペースの整備を誘導するなど、にぎわい・活気・うるおいに満ちた景観が形成されると予測する。</p> <p>以上ことから、「中野区都市計画マスタープラン」の景観づくりに沿った評価の指標を満足するものと考える。</p> <p>＜代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度＞</p> <p>近景域は、事業区域周辺の中高層建物群の間に計画建築物が眺望されることとなる。事業区域周辺の既成の中高層建築物群からなる市街地景観の中に、中野の新たなシンボルとして加わり、周辺の既存建築物とともに新たに都市的な街並みが形成されると予測する。</p> <p>中景域及び遠景域は、集合住宅等の合間から計画建築物が眺望されることとなる。事業区域周辺の既成の中高層建物群からなる市街地景観の中に、中野の新たなランドマークとして加わり、周辺の既存建築物とともに新たに都市的な街並みが形成されると予測する。</p> <p>以上ことから、「中野区都市計画マスタープラン」の景観づくりに沿った評価の指標を満足するものと考える。</p> <p>＜圧迫感の変化の程度＞</p> <p>工事の完了後における計画建築物の形態率は、地域全体では 10.4～62.5%であり、そのうち事業区域内の形態率は、現況と比較して-2.2～29.5 ポイント変化する。事業区域北側の A 地点では、北側には広場を配置することにより、現況より形態率が-2.2 ポイント変化する等、圧迫感が軽減すると予測する。</p> <p>また、本事業では、計画地内には歩行者空間や広場・緑地を施す計画であり、歩行者の視点から計画建築物の圧迫感による影響が低減するように配慮する計画である。また、建築物の外壁等の色は、周辺環境と調和するように配慮するとともに、明度が極端に低い色彩や、彩度が高すぎる色彩の使用を避ける等、圧迫感を軽減する色彩やデザインを検討し、圧迫感の低減に努める。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした、圧迫感の低減を図ることを満足するものと考える。</p>

表 1 (8) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	内容
自然との触れ合い活動の場	<p>① 工事の施行中</p> <p>＜施設の建設に伴う自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化の程度＞</p> <p>計画地周辺の自然との触れ合い活動の場であった散策ルートを直接的に改変する計画はない。</p> <p>工事期間中、工事用車両は早稲田通り、中野通り、区道 22-40、区道 22-60、主幹 16 号及び区道 22-450 を走行する計画である。このうち散策ルートは、早稲田通り、区道 22-60 及び区道 22-450 に設定されている。これらの道路には歩道及び横断歩道が整備されており、歩行者ルートは確保されていることから、散策ルートの歩行者への影響は小さいと予測する。</p> <p>なお、敷地外周に防音壁を兼ねた鋼製仮囲い（高さ 3m）を設置し、工事用車両が歩道を横断する出入口については、交通誘導員を適宜配置するなどして、散策ルートを利用する歩行者の安全を確保する。</p> <p>以上ことから、評価の指標である「自然との触れ合い活動の場の持つ機能に対し、著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考える。</p> <p>② 工事の完了後</p> <p>＜施設の供用及び関連車両の走行に伴う自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化の程度＞</p> <p>関連車両は早稲田通り、中野通り、区道 22-60、主幹 16 号及び区道 22-450 等を走行する計画である。このうち散策ルートは、早稲田通り、区道 22-60 及び区道 22-450 に設定されている。これらの道路には歩道及び横断歩道が整備されており、歩行者ルートは確保されていることから、散策ルートの歩行者への影響は小さいと予測する。</p> <p>本事業において、計画建築物の北側及び南側に広場を設け、そこに樹木等の植栽を行うこと、また、計画建築物を敷地境界からセツトバックさせ十分な歩行者空間を確保し樹木の植栽等を行うなど、緑豊かなゆとりと潤いのある周辺地区と連携したみどりのネットワークを創出する計画であり、散策ルートとも一体的に利用できることにより、良好で快適な自然との触れ合いの場の形成に寄与するものと考える。</p> <p>本事業の緑化は、「東京における自然の保護と回復に関する条例」（平成 12 年 12 月 東京都条例第 216 号）、「新しい都市づくりのための都市開発諸制度活用方針」（令和 7 年 3 月改定 東京都）、「植栽時における在来種選定ガイドライン～生物多様性に配慮した植栽を目指して～」（平成 26 年 5 月 東京都）及び「中野区みどりの保護と育成に関する条例」（昭和 53 年 12 月 中野区条例第 42 号）等に基づき、これらに規定されている基準等と整合させたものとする。</p> <p>計画地東側の区道 22-40 が自転車・歩行者道となることで、歩行者に親しい場、交流の場が提供される。計画建築物の南西側及び南側には歩行者デッキが整備され、道路を横断せずに中野区役所や中野駅等へ通行できるようになる計画であり、散策ルートの利用がより円滑になると予測する。</p> <p>以上のことから、評価の指標である「自然との触れ合い活動の場の持つ機能に対し、著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると考える。</p>

表 1 (9) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	内 容
廃棄物	<p>① 工事の施行中</p> <p>＜解体工事に伴う廃棄物、建設工事に伴う建設発生土及び建設廃棄物の排出量＞</p> <p>解体工事及び建設工事に伴う廃棄物の発生量は約 22,933t（解体工事 19,579t+建設工事 3,354t）、再資源化量は約 22,684t、処分量は約 249t と予測する。「東京都建設リサイクル推進計画」の令和 6 年度の達成基準値を参考に、再資源化率（コンクリートから・木材 99%、鉄くず 100%、それ以外（建設混合廃棄物）については建設廃棄物全体の達成基準値である 98%）を達成するものとする。廃棄物の処理方法等は、可能な限り再資源化することを基本とし、更にガラス・陶磁器くず及び廃プラスチック類の分別徹底等を行い再資源化に努める。再資源化が困難なものは産業廃棄物の運搬・処分の業の許可を得た業者に委託し、適正に処理されたことを、マネジメントで確認する。</p> <p>建設工事に伴う建設発生土の発生量は約 91,320m³、再利用量は約 80,362m³と予測する。「東京都建設リサイクル推進計画」の令和 6 年度の達成基準値を参考に、再利用率（88%）を達成するものとする。建設発生土は、工事間利用等を行い、有効利用に努める。</p> <p>建設工事に伴う建設汚泥の発生量は、約 18,760m³、再生利用量は約 18,010m³と予測する。「東京都建設リサイクル推進計画」の令和 6 年度の達成基準値を参考に、再生利用率（96%）を達成するものとする。建設汚泥は、できる限りリサイクルするよう努め、再生利用が困難な場合には、運搬・処分の許可を得た業者に委託して適正に処理・処分を行う。</p> <p>以上のことから、評価の指標を満足するものとする。</p> <p>② 工事の完了後</p> <p>＜施設の供用に伴う一般廃棄物及び事業系廃棄物の排出量、再資源化量、再利用率及び処理・処分の方法＞</p> <p>住宅以外から発生する廃棄物量は約 958kg/日、住宅から発生する廃棄物量は約 3,264kg/日であり、合計で約 4,222kg/日と予測する。</p> <p>発生した廃棄物は分別回収を行い、廃棄物処理業の許可を得た業者に委託して再利用（再資源化を含む）を行う計画である。</p> <p>古紙やビン・缶などの資源物や粗大ごみを含む一般廃棄物の集積場は、「中野区大規模建築物における一般廃棄物保管場所の設置基準及び事務取扱要綱」の基準に従い設置する予定である。</p> <p>なお、発生する廃棄物のうち「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び同法施行令で定める産業廃棄物については、許可を受けた産業廃棄物処分業者に委託し、適正に処理・処分を行う。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に定められている事業者の責務及び「東京都廃棄物条例」に定められている事業者の基本的責務を満足するものと評価する。</p> <p>① 工事の完了後</p> <p>＜施設の供用に伴う温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量の程度及びそれらの削減の程度＞</p> <p>基準建築物からの二酸化炭素排出量は、建物全体で約 1,359t-CO₂/年、計画建築物からの二酸化炭素排出量は、建物全体で約 728t-CO₂/年であり、基準建築物と計画建築物を比較した二酸化炭素排出量の削減量は約 631t-CO₂/年となり、削減率は約 46.4%と予測する。</p> <p>本事業では、各用途で建築的手法による省エネルギー措置、消費エネルギーの省エネルギー措置等により、温室効果ガスの発生量の削減に努める。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした、「地球温暖化対策の推進に関する法律」、「環境確保条例」等に表示される事業者の責務を満足するものとする。</p>

●東京都告示第千一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年十月一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和八年十月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 芝新宿王子

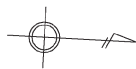
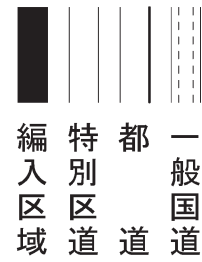
二 変更の区間 豊島区南池袋二丁目百二番五地先から同所九十番二十九地先まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道芝新宿王子線区域変更略図
豊島区南池袋二丁目地内

延長 一四・四八メートル
面積 六四・四六平方メートル



豊島区
南池袋二丁目

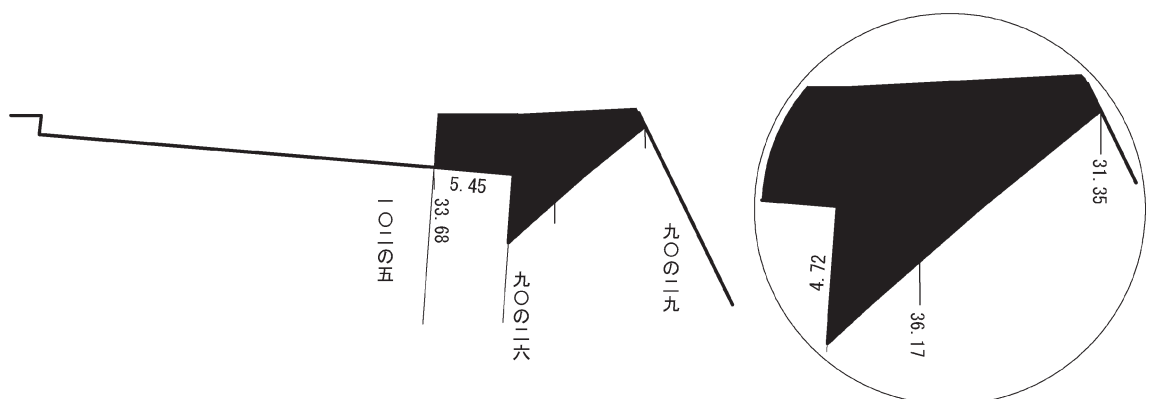
二四〇二四

九〇の四

至早稲田

都道芝新宿王子線

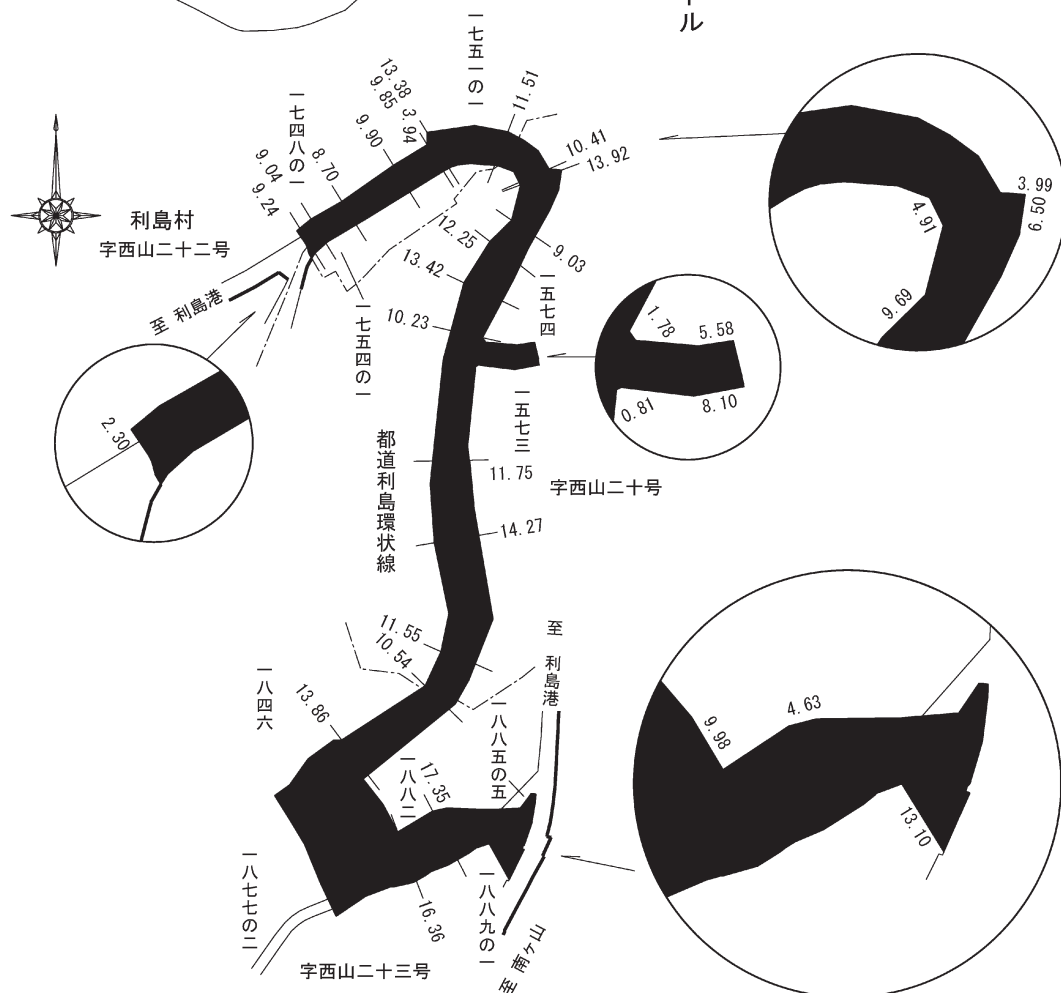
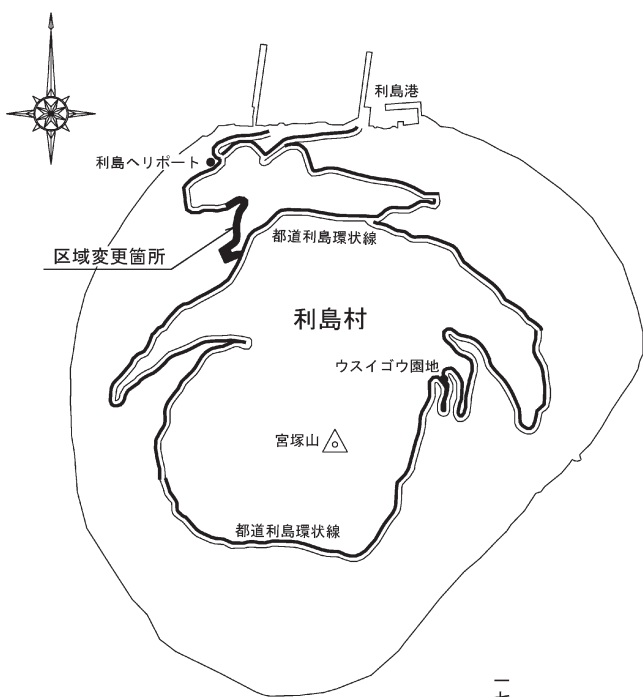
至王子



別図

都道利島環状線区域変更略図
利島村字西山二十二号～二十三号

延長 三九六・二八メートル
面積 五、五〇二・一〇平方メートル



●東京都告示第千二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
その関係図面は、令和八年十月一日から起算して二週間

東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
令和八年十月一日

東京都知事 小池百合子

一 路線名 利島環状
二 変更の区間 利島村字西山二十二号千七百五十四番一

三 変更の概要
地先から同村字西山二十三号千八百八十五番五地内まで
別図表示のとおり

●東京都告示第千三三〇号

令和七年東京都告示第四百七十八号（放置違反金の収納委託）の一部を次のように改正する。

令和八年十月一日

東京都知事 小 池 百合子

株式会社NTTドコモ
千代田区永田町二丁目十一番一号の項中「株式会社NTTドコモ」を「株式会社NTTドコモ・フィナンシャルグループ」に改める。

告 示（教）

●東京都教育委員会告示第三十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者を次のとおり指定したので、東京都会計事務規則（昭和三十九年東京都規則第八十八号）第三十七条の三の規定により告示する。

令和八年十月一日

東京都教育委員会

一 指定納付受託者の名称及び所在地

三菱総研DCS株式会社

東京都港区三田三丁目五番十九号

二 指定納付受託者に納付させる歳入の内容

東京都立学校の授業料等徴収条例（昭和二十二年東京都条例第九十一号）第二条第一項第三号イ、ロ及びニに規定する入学考査料のうち、インターネット上の出願サイトを利用して納付されるもの

三 指定日

令和八年十月一日

公 告

東京都功労者表彰について

東京都表彰規則（昭和四十七年東京都規則第七十四号）第二条の規定に基づき、令和八年十月一日に表彰される方は、次のとおりである。

令和八年十月一日

東京都知事 小 池 百合子

氏名又は団体名	現住所又は所在地	伊藤 知広 (石田 ちひろ)	品川区	河野 文彦	世田谷区
		伊藤 憲春	立川市	小沼 作太郎	荒川区
[地域活動功労者]		稲田 光利	稲城市	小林 久子	千代田区
次の方々は地域の振興に尽力され、特に優れた業績をあげられました。		井上 耕志	調布市	駒沢 広行	日野市
		井上 利一	葛飾区	小山 正弘	あきる野市
		井上 ノエミ	墨田区	坂井 重正	千代田区
		岩戸 康太郎	千葉県船橋市	佐藤 新悟	府中市
歌舞伎町商店街振興組合	新宿区	大熊 俊夫	台東区	実川 享	江戸川区
月島金融機関防犯協力会	中央区	小川 幸雄	豊島区	島村 速雄	小平市
鳥越一丁目町会防犯パトロール隊	台東区	奥富 喜一	福生市	鈴木 文男	荒川区
秋山 晴男	杉並区	奥村 利一	北区	須田 繁美	狛江市
蘆塚 大輔	杉並区	小椋 修平 (おぐら 修平)	足立区	関根 仁美	中野区
安藤 伸一	日野市	河西 萬智朗	八王子市	高橋 和夫	世田谷区
池田 裕一	豊島区	加藤 義松	練馬区	瀧 康弘	文京区
石川 隆彦	板橋区	岸 哲也	中野区	竹田 博 (竹田 ひろし)	北区
石黒 昇	立川市	清原 元輔	港区	竹中 豊治	港区
市川 満智子	北区				
伊藤 毅志	渋谷区				

田澤 茂	江戸川区	中村 憲一	大田区	森田 孝親	江東区
田中 英治	豊島区	西村 昇	中央区	山崎 徹	渋谷区
田中 彰一	大田区	畑谷 貴美子	三鷹市	山崎 久典	日の出町
谷口 俊顕	新宿区	濱 勝康	大田区	山崎 正貴	八王子市
丹羽 勝吉	昭島市	早川 太郎	台東区	山澤 昭男	足立区
土川 史男	品川区	半田 伸明	三鷹市	山田 昇	墨田区
土屋 準	港区	樋山 真一 (ひやま 真一)	新宿区	養田 哲夫	新宿区
寺澤 弘一郎	文京区	堀川 幸志	江東区	米山 真吾	葛飾区
徳田 四郎	墨田区	前原 教久	八王子市	和田 秀壽 (和田 ひでとし)	世田谷区
徳山 安子	板橋区	松田 哲也	目黒区	渡邊 淳	武蔵村山市
富松 崇	羽村市	松谷 慶久	中央区	[消防・災害対策功労者]	
中川 由美 (間宮 由美)	江戸川区	松野 英雄	台東区	次の方々は地域消防の発展と防災意識の高揚に尽力され、特に優れた業績をあげられました。	
長瀬 達也	板橋区	村松 猛夫	足立区		
中村 省三	葛飾区	望月 健一	国立市		青梅市消防団 青梅市
中村 武	稲城市	望月 孝博	品川区		高輪消防団 港区
中村 徹	昭島市	森田 隆	瑞穂町	伊佐 宏和	練馬区

石井 宏昌	豊島区	松下 隆一	三宅島三宅村	清水 義人	杉並区
臼井 正勝	三鷹市	三浦 勝善	神奈川県川崎市	志村 政彦	大田区
大津 喜一	狛江市	宮本 芳活	台東区	鈴木 心一	北区
瘡師 孝行	昭島市	宮本 隆司	品川区	高野 吉太郎	新宿区
小宮 光夫	東久留米市	渡邊 経夫	東村山市	竹ノ上 藏造	目黒区
佐伯 一哉	多摩市	[税務功労者]		立川 直樹	江戸川区
三本木 初榮	立川市	次の方々は納税意識の高揚に尽力され、 特に優れた業績をあげられました。		玉澤 靖孝	文京区
鈴木 文枝	三鷹市			堤 義久	神奈川県横浜市
関山 昌久	世田谷区	石山 健一	調布市	長島 祐司	渋谷区
竹村 元宏	東村山市	井上 榮一	豊島区	原田 尚子	足立区
田中 政義	国分寺市	宇田川 伸孝	足立区	持丸 恵子	荒川区
奈良部 義彦	稲城市	大月 浩司郎	中野区	八重田 茂	練馬区
野村 宇男	世田谷区	尾崎 直人	世田谷区	[福祉・医療・衛生功労者]	
浜中 勉	奥多摩町	尾崎 由雄	墨田区	次の方々は社会福祉と保健衛生の向上に 尽力され、特に優れた業績をあげられました。	
樋口 茂	板橋区	加藤 喜代子	練馬区		
福島 弓美	北区	芟花 忠彦	狛江市	小作台東シニアク ラブ	羽村市

東山光寿会	板橋区	吉川 卓	府中市	花澤 栄二	世田谷区
みどり会	目黒区	久保 雅幸	多摩市	坂 宗吉	世田谷区
浅川 雅晴	新宿区	小山 亨	武蔵村山市	福崎 昭生	三鷹市
浅田 博之	練馬区	坂口 眞弓	台東区	福田 孝一	江戸川区
浅野 幸弘	西東京市	坂本 眞理子	渋谷区	正林 浩高	大田区
稲沢 知二	台東区	佐藤 滋	杉並区	増山 茂	西東京市
井上 米次	府中市	佐藤 充宏	大田区	宮本 重樹	品川区
牛尾 浩	八王子市	澁谷 信一郎	新宿区	室伏 聡	世田谷区
浦壁 昌廣	港区	清水 浩一	港区	山崎 勝雄	足立区
大金 伸子	品川区	下山 忠明	大田区	山崎 俊男	品川区
岡部 順	大田区	高田 泰樹	岐阜県揖斐川町	山田 美也子	文京区
岡部 道代		田中 雅英	世田谷区	山根 孝子	多摩市
小川 厚史	世田谷区	谷口 健吉	八王子市	若月 真知子	大田区
小川 喜美子		野口 幸作	豊島区	渡邊 美知子	足立区
小野 政義	青梅市	野村 素子	板橋区		
片山 佳子	墨田区	長谷川 昭司	世田谷区		
菊池 且行	稲城市				
木塚 順夫	荒川区				

〔環境功労者〕

次の方々は自然環境の保全と都市環境の改善に尽力され、特に優れた業績をあげられました。

川上 三郎 新宿区
齋藤 勝 足立区
細沼 順人 千代田区
松原 美紀子 杉並区
矢部 久子 羽村市

〔教育功労者〕

次の方々は教育の振興に尽力され、特に優れた業績をあげられました。

網干 裕之 東大和市
石澤 友康 世田谷区
岩崎 治樹 西東京市
江尻 雅樹 大田区
大林 和子 渋谷区

大矢 正則

瀬瀬 りえ

坂本 みさと

佐藤 敏明

田中 ゆき

田中 亮一

田端 六郎

手嶋 達也

長岡 弘之

中條 勉

白鷺 訓彦

武藤 道郎

森田 勉

米倉 弘喜

若林 良弘

神奈川県鎌倉市

世田谷区

狛江市

青梅市

練馬区

三鷹市

東久留米市

武蔵野市

埼玉県川口市

荒川区

台東区

練馬区

西東京市

江戸川区

青梅市

〔文化功労者〕

次の方々は文化の振興に尽力され、特に優れた業績をあげられました。

中田 敏男 板橋区
山口 千代子 荒川区

〔スポーツ振興功労者〕

次の方々はスポーツの振興に尽力され、特に優れた業績をあげられました。

北区バレーボール連盟 北区
新宿区卓球連盟 新宿区
立川市富士見町体育会 立川市
調布市柔道連盟 調布市
東京都電動車椅子サッカー協会 羽村市
東京都ミニテニス協会 立川市
練馬区テニス協会 練馬区
東村山市サッカー協会 東村山市

町田市軟式野球連盟 町田市

三鷹市ソフトテニス連盟 三鷹市

安齋 正義 新宿区

飯野 謙三 江東区

市川 敦子 府中市

岩田 宗光 八王子市

尾崎 春子 (尾崎 早瑠子) 江東区

神尾 和弘 青梅市

貴島 信彦 東大和市

神保 秀久 荒川区

玉川 敏彦 東久留米市

中根 透 羽村市

西井 義昭 町田市

原 勝 世田谷区

原 豊 練馬区

安岡 嘉彦 神奈川県横浜市

吉原 伸治

〔労働精励者〕

次の方々は職務に精励され、特に優れた業績をあげられました。

宇田 宗男

大高 寿美

河西 周一

河内 康伸

川上 勝彦

小泉 悦夫

白石 正裕

千葉 富治

寺田 好友

仲川 武

中込 正和

中山 健

日の出町

日野市

埼玉県川口市

大田区

千葉県市川市

千葉県鎌ヶ谷市

江東区

杉並区

荒川区

江戸川区

多摩市

神奈川県川崎市

大田区

西尾 秀基 小平市

平山 留美 神奈川県川崎市

藤巻 昌作久 目黒区

三河 昭司 足立区

山浦 孝一 杉並区

〔産業振興功労者〕

次の方々は産業の振興に尽力され、特に優れた業績をあげられました。

天井 輝 港区
石崎 利一 墨田区
臼田 真人 品川区
大原 誠 荒川区
兼光 章子 (兼光 アキ子) 世田谷区
神山 欣也 渋谷区
栗林 健二 新宿区
齊藤 宗明 中央区

坂井 直樹	北区	宮代 昌秀	八丈島八丈町	塙 久夫	練馬区
佐川 清	墨田区	三好 正一	山梨県北杜市	渡邊 健司	杉並区
佐川 英雄	八王子市	向山 英雄	昭島市	[技術振興功労者]	
佐藤 正太郎	八王子市	吉澤 均	大田区	次の方々は技術の振興に尽力され、特に優れた業績をあげられました。	
澤井 保人	八王子市	[都市づくり功労者]			
篠田 逸平	北区	次の方々は都市づくりの推進に尽力され、特に優れた業績をあげられました。		植之原 裕行	杉並区
竹口 雅樹	江戸川区			熊野 正	調布市
竹田 良平	練馬区	荒井 和浩	足立区	駒場 慎一	埼玉県川口市
千葉 政夫	大島町	阿波 康則	練馬区	米田 仁紀	神奈川県川崎市
寺内 裕雅	千葉県市川市	尾畑 浩一郎	愛知県稲沢市	[善行者]	
豊田 信一	江東区	加藤 峯男	神奈川県茅ヶ崎市	次の方々は献身的行為により、特に優れた業績をあげられました。	
中田 正和	千葉県船橋市	木村 真悟	八王子市		
林 正明	千葉県野田市	杭本 義幸	練馬区	東 義久	日の出町
原田 知昌	品川区	齋藤 悟	世田谷区	山田 洋輝	千葉県浦安市
間仁田 聡	八丈島八丈町	鈴木 努	葛飾区		
南 直樹	新潟県長岡市	千葉 信行	羽村市		

東京都名誉都民に選定した者の事績について

東京都名誉都民条例（昭和二十七年東京都条例第七十六号）第三条の規定に基づき、令和八年十月一日に新たに東京都名誉都民に選定した者の事績は、次のとおりである。

令和八年十月一日

東京都知事 小 池 百合子

神奈川県鎌倉市

角 野 栄 子

（本名 渡邊 榮子）

昭和十年一月一日、東京府（現東京都）に生まれる。

昭和三十二年、早稲田大学教育学部英語英文学科を卒業し、紀伊國屋書店出版部に入社する。

昭和三十四年、自費移民としてブラジルへ渡り、サンパウロ市に約二年間滞在する。

昭和四十五年、大学時代の恩師、龍口直太郎氏のすすめにより、ブラジルでの体験をもとに執筆した「ルイジニニョ少年 ブラジルをたずねて」で作家としてデビューする。

昭和五十七年、「大どろぼうブラブラ氏」で第二十九回産経児童出版文化賞大賞を受賞する。

昭和六十年、「魔女の宅急便」で第二十三回野間児童文芸賞及び第三十四回小学館文学賞（現小学館児童出版文化賞）を受賞し、翌年、同作品がIBBYオナーリスト一九八六（文学部門）に選定される。

平成元年、「魔女の宅急便」の長編アニメ映画（スタジオジブリ制作）が公開される。

平成十二年、紫綬褒章を受章する。

平成二十六年、旭日小綬章を受章する。

平成二十八年、「トンネルの森 1945」で第六十三回産経児童出版文化賞ニッポン放送賞を受賞する。

平成三十年、児童文学界の「小さなノーベル賞」といわれる国際アンデルセン賞作家賞を受賞する。

令和五年、「魔法の文学館（江戸川区角野栄子児童文学館）」が開館し、館長に就任する。

令和六年、一人読みを始めた子供達にとびきり楽しい童話を届けたいという思いから、「角野栄子あたらしい童話大賞」を創設し、審査委員長に就任する。

氏は、児童文学作家として半世紀以上にわたり数多くの作品を発表し、「魔女の宅急便」をはじめ世代や国境を越えて親しまれる作品は、日本の児童文学の発展と国際的な評価の向上に大きく寄与してきた。

また、新たな児童文学の担い手の発掘にも精力的に取り組むなど、その功績は多大であり、今なお執筆活動が続けるその姿は、広く都民が敬愛し、誇りとするところである。

東京都目黒区

タ モ リ

（本名 森田 一義）

昭和二十年八月二十二日、福岡県に生まれる。

昭和三十九年、早稲田大学第二文学部に入學する。モダンジャズ研究会に所属し、バンドのマネージャーや司会を経験する。

昭和五十年、ジャズピアニストの山下洋輔氏や漫画家の赤塚不二夫氏らとの交流を通じたテレビ番組出演がきっかけで、芸能界に入る。

昭和五十二年、バラエティー番組「徹子の部屋」に初出

演ずる。以降、平成二十五年まで、年末恒例のゲストとして出演する。

昭和五十七年、バラエティー番組「笑っていいとも！」の放送が開始し、司会者となる。以後、三十年以上にわたる番組の顔として活躍する。

同年、バラエティー番組「タモリ倶楽部」の放送が開始する。

昭和六十一年、ゆうもあ大賞を受賞する。

同年、音楽番組「ミュージックステーション」の放送が開始し、翌年から司会者となる。

平成二十年、バラエティー番組「プラタモリ」の放送が開始し、地理・地学とエンターテインメントとを融合した新たな教養番組のスタイルを確立する。

平成二十二年、第二回伊丹十三賞を受賞する。

平成二十六年、「笑っていいとも！」の放送が終了し、

「同一司会者による生放送バラエティ番組の最多エピソード数」としてギネス世界記録に認定される。

同年、第六十二回菊池寛賞を受賞する。

平成二十九年、第六十八回日本放送協会放送文化賞を受賞する。

令和三年、「ミュージックステーション」の司会を長年務めたことにより、「同一司会者による生放送音楽番組の最長放送」としてギネス世界記録に認定される。

令和五年、第六十回ギャラクシー賞放送批評懇談会六十年記念賞を受賞する。

氏は、音楽、芸能、歴史などの奥深い知識と独自の視点や話芸で存在感を発揮し、既存のジャンルに収まらない活躍を続けてきた。

また、「笑っていいとも！」をはじめ、「タモリ倶楽部」「プラタモリ」など、数多くのテレビ番組の顔として、日本の笑いを革新し、長年にわたり第一線で活躍している。その功績は多大であり、今なお活躍を続けるその姿は、人々に希望や活力を与え、広く都民が敬愛し、誇りとするところである。

神奈川県藤沢市

鳥 原 光 憲

昭和十八年三月十二日、東京府（現東京都）に生まれる。昭和四十二年、東京大学経済学部を卒業し、東京ガス株式会社に入社する。

平成八年、東京ガス株式会社原料部長に就任し、LNG（液化天然ガス）の資源開発から輸送まで事業領域を拡大し、LNG安定調達の新たな道筋を示す。

平成九年、東京フットボールクラブ創設準備事務局を立ち上げ、東京ガスフットボールクラブ（現FC東京）のJリーグ参入へ向けて尽力する。

平成十五年、東京ガス株式会社代表取締役兼副社長執行役員企画本部長に就任する。

平成十八年、東京ガス株式会社代表取締役社長兼社長執行役員に就任し、首都圏の安定的なガス供給体制の構築や家庭用燃料電池の普及促進などに取り組む。

平成二十二年、東京ガス株式会社取締役会長に就任する。

同年、一般社団法人日本ガス協会会長に就任し、翌年の東日本大震災では、全国のカス会社から延べ約七万二千人の復旧隊を派遣し、被災地のガス早期復旧に貢献した。

同年、東京商工会議所副会頭に就任する。

平成二十三年、財団法人日本障害者スポーツ協会（現公

<p>益財団法人日本バラスポーツ協会）会長及び日本パラリンピック委員会委員長に就任する。</p> <p>同年、東京二〇二〇オリンピック・パラリンピック招致委員会評議会委員に就任する。</p> <p>平成二十五年、日本障害者スポーツ協会において、障害者スポーツの振興を通じて、活力ある共生社会の実現を目指す「日本の障がい者スポーツの将来像（ビジョン）」を策定する。</p> <p>平成二十六年、東京ガス株式会社相談役に就任する。</p> <p>同年、日本パラリンピック委員会会長に就任する。</p> <p>令和三年、公益財団法人日本バラスポーツ協会名誉会長に就任する。</p> <p>令和四年、東京ガス株式会社名誉顧問に就任する。</p> <p>氏は、東京ガス株式会社代表取締役社長としてエネルギー業界の発展に寄与するとともに、公益財団法人日本バラスポーツ協会会長・日本パラリンピック委員会会長を長年務め、東京で二度目のパラリンピック開催をはじめバラスポーツの発展に尽力した。</p> <p>また、同社サッカー部を母体にＪリーグクラブ「ＦＣ東京」を創立し、スポーツを通じた地域社会の振興に貢献した。</p> <p>多方面にわたり活躍する氏の功績は多大であり、高い志を持ち、人々に希望や活力を与えるその姿は、広く都民が敬愛し、誇りとするところである。</p> <p>再開発等促進区を定める地区計画の原案について</p> <p>東京都再開発等促進区を定める地区計画等の案の作成手</p>	
<p>続に関する条例（平成元年東京都条例第三十六号。以下「条例」という。）第二条の規定により、再開発等促進区を定める地区計画の決定の原案を次のように公告し、縦覧に供する。</p> <p>なお、条例第四条の規定により、同原案に係る区域内の土地の所有者及び都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第十条の四に規定する利害関係を有する者は、縦覧開始の日から起算して三週間を経過する日までに、知事に対して意見書を提出することができる。</p> <p>令和八年十月一日</p>	<p>一 名称 東京都知事 小 池 百合子 築地四・五・六丁目地区地区計画</p> <p>二 位置 決定する区域 中央区築地四丁目、築地五丁目及び築地六丁目各地内 別図のとおり</p> <p>三 区域 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び中央区役所</p> <p>四 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課</p> <p>五 縦覧期間 公告の日の翌日から起算して二週間</p> <p>六 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課</p>